
監査だより Vol. 34

岩手県監査委員事務局 平成 29 年 1 月 発行

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもうどうでしょうか？

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

調定の遅れ、誤りはありませんか？

調定の不適當(指摘又は注意)



今年度の監査においても、調定の遅れ、調定金額や歳入科目の誤りが散見されます。

自動販売機の設置を財産(建物)の貸付けとした場合は「財産収入」として調定すべきところ「使用料」としていたもの、金額算定資料の入力が誤っていたもの、担当者が誤認または事務処理を失念したもの、引継ぎが不十分なものの、組織内の連携不足などの原因によるものでした。

その中には、調定作業に取りかかるのが遅くなり、確認作業に時間を要したことから年度当初の調定が遅くなったものがあったので、今年度中に早めに取りかかるなど、不適切な事務にならないよう留意願います。

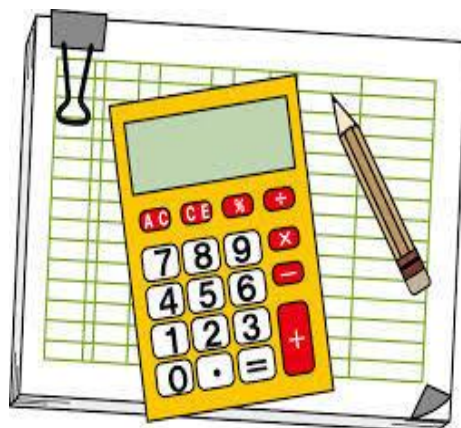
期末勤勉手当の除算期間は大丈夫ですか？

支出事務の不適當(指摘又は注意)

期末勤勉手当の除算期間を誤ったため支給額を誤っている事例が散見されます。

例えば、

- ① 勤勉手当の支給に当たり全期間を除算とする病気休暇について除算を失念し、多く支給していたもの。
- ② 期末手当の除算期間の計算に当たり育児休業期間に2分の1を乗ずることを失念したもの。
- ③ 勤勉手当の支給に当たり基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した実績がない(実際に勤務した日なので産前産後休暇で実際には勤務していない)職員に支給していたもの。
- ④ 勤勉手当の支給に当たり基準日以前6箇月の期間中に勤務した実績があるのに産前産後休暇の期間を除算して少なく支給していたもの。



期末勤勉手当は返納額が大きくなることから、担当者だけに任せるのではなく、組織としてのチェック体制を確立し、見落としを防止するよう努める必要があります。

【参考】期末勤勉手当において除算期間の算定が必要になる場合

	期末手当	勤勉手当
全期間除算	停職者、専従休職者	病気休暇職員、介護休暇職員、育児休業職員、停職者、休職者、外国派遣職員、欠勤者、育児短時間勤務職員、修学部分休業職員
1/2除算	休職者、育児休業職員、育児短時間勤務職員、修学部分休業職員	

※ 病気休暇職員・介護休暇職員(勤務を要しない日及び休日を除いた日が 30 日を超える場合)、欠勤者(8時間以上の給与減額の場合)など具体的な条件は、条例・規則や担当部署への確認などにより認定誤りのないよう留意してください。



年度末を迎えて、もう一度チェックしては？

年度終盤になってまいりましたので、収入支出経理簿の関係書類を確認のうえ、事務処理の漏れや誤りがないか再度点検してみましょう。

また、補助金等の年度末に実施する完了確認においては、実績報告書等必要書類の漏れなどにより完了確認が不十分とならないよう留意してください。

【留意事項】

- ・収入 → 調定の漏れや遅れ、歳入科目の誤り、収入証紙収納額報告の誤り
- ・支出 → 支払の漏れや遅れ、支出科目の誤り、支出金額の誤り
- ・契約 → 変更契約の締結、契約書等に仕様書未添付などの未整備、保証金還付
- ・補助金 → 補助金対象経費の算定誤り、交付決定の遅れ、変更交付申請・決定
- ・財産 → 財産管理簿や備品管理一覧表の整理、帳票と現物の突合

☆ 平成 28 年度行政監査の進捗状況について ☆



平成 28 年度行政監査(テーマ「公の施設の指定管理者制度について」)の実施に当たり、監査対象機関におかれては、監査調書の提出や予備監査・本監査に対応していただき、感謝申し上げます。

現在は、監査調書等の記載内容や、本監査の結果等について整理、分析等を行い、行政監査報告書の作成作業を進めているところです。

なお、作業状況に応じ、追加照会等をさせていただく場合もありますので、その際は、お手数ですが、何卒ご対応をお願いいたします。

今後は、平成29年2月に開催される監査委員協議に付議のうえ、3月上旬に報告書の公表や県報掲載等を行う予定としております。

引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。